

千葉市告示第639号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和4年8月2日

千葉市長 神谷俊一

	医療機関名称	所在地	開設者	変更年月日
(病院)				
	医療法人三橋病院	千葉市中央区亀井町2-3	医療法人三橋病院 理事長 三橋 修	令和4年7月1日
変更後	医療法人社団明生会 三橋病院		医療法人社団明生会 理事長 田畑 祐輔	
(診療所)				
	医療法人三橋病院 昭和の森クリニック	千葉市緑区あすみが丘東 3-14-3	医療法人三橋病院 理事長 三橋 修	令和4年7月1日
変更後	医療法人社団明生会 昭和の森クリニック		医療法人社団明生会 理事長 田畑 祐輔	